

入札結果報告

単位:円

物 品 番 号	令和6年度 長道河第238号
物 品 名 称	小型ロータリ除雪車
納 入 場 所	別紙仕様書のとおり
履 行 期 間 (納 入 期 限)	契約締結日の翌日から 一日間 令和7年11月28日まで
入 札 日 時	令和6年7月16日 午前11時00分 執行
入 札 場 所	長浜市役所本庁舎5階契約管理課執務室

--	--

No.	業 者 名	第1回 入札額	順 位	第2回 入札額	順 位	第3回 入札額	順 位
1	近江ユニキャリア販売(株) 湖北営業所	13,483,840	1	落札			
2	(株)ナエムラ自工	15,243,840					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額である。

仕 様 書

小型ロータリ除雪車（1.0m級）

スノータイヤ、チェーン、エアコン

令和6年度

長 浜 市

第1章 概要

この仕様書は、小型ロータリ除雪車【1.0m級】に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成3年10月8日付け、建設省経機発第249号（以降の改正分を含む。）「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定され、2次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については長浜市（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

第2章 仕様

1. 性能

(1) 最大除雪量	200 t / h	以上
(2) 投雪距離	0~12m	以上
(3) 最大除雪幅	1,000 mm	
(4) 最大除雪高	800 mm	以上
(5) 最大走行速度	15 km/h	以上
(6) 騒音レベル	85 dB(A)	以下

（運転員耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）

2. 主要諸元

(1) 全長（除雪装置地上、ストレート時）	4,700 mm	以下
(2) 全幅（除雪装置含む）	1,000 mm	
(3) 全高（黄色回転灯上端まで）	2,300 mm	以下
(4) 最低地上高	150 mm	以上
(5) 車両総重量	2,600 kg	以下
(6) 最小回転半径（最外側車輪中心）	4.00 m	以下
(7) 乗車定員	1 人	

3. 車体

(1) 機関		
形式	水冷、ディーゼル機関	
定格出力		29 kW 以上
(2) 駆動方式		
形式	総輪駆動式	
(3) タイヤ		
形式	スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ	

- (4) かじ取装置
形 式 油圧式車体屈折機構式
- (5) 運転室
構 造 全鋼製密閉形
窓 (前)熱線入りガラス、冬用ワイパーブレード付

4. 除雪装置

- (1) 形 式 2ステージ形、ロータリ除雪装置
油圧式チップバック装置付
- (2) 構 成 オーガ・ブロワ・中折れ式シュート
- (3) 能 力
- | | |
|----------|-----------------------|
| シュート旋回角度 | 250度 以上 |
| シュート高さ | 1,900mm 以上 |
| 昇降範囲 | 地下 50 mm～地上 300 mm 以上 |
| チルト角度 | 左右各 5度 以上 |
- シュー 除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること。
- 安全装置 除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、(シャープピンの切断、油圧クラッチ自動切断等により) 除雪装置の破損を防止する安全装置をオーガ系、ブロワ系に各々設けること。
また、オーガ空転防止装置設けること。
- その他 シュート系統、装置チルト、昇降装置は油圧作動とする。

5. 計器類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 運行記録計 | 1 式 |
| (2) 速度計又は機関回転計 | 1 式 |
| (3) 燃料計 | 1 式 |
| (4) アワーメータ | 1 式 |
| (5) 油温計又は油温警告灯 | 1 式 |
| (6) 水温計 | 1 式 |
| (7) 充電警告灯 | 1 式 |
| (8) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1 式 |

6. 照明装置類

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 前方作業灯 (LED) | 2 灯以上 |
| (2) 後方作業灯 (LED) | 1 灯以上 |
| (3) シュート作業灯 (LED) | 1 式 |
| (4) 黄色回転灯 (道路維持作業車) | 1 式 |
| (5) ステップランプ | 1 式 |
| (6) その他標準照明装置類 | 1 式 |
| (7) 各作業灯単独スイッチ | 1 式 |

7. 付属装置及び付属品

(1) メインスイッチ (バッテリー消耗防止)	1 式
(2) バックブザー	1 式
(3) エアコン	1 式
(4) ウインドウォッシャー	1 式
(5) 標識板 (300×570mm以上、車体後部取付)	1 式
(6) 床マット	1 式
(7) アンダーミラー (後)	1 式
(9) シガーソケット	1 式
(10) タイヤチェーン (チェーンバンド含む)	4 組
(11) 雪切板	1 式
(12) チェーン噛み込み防止装置	1 式
(13) FM-AMラジオ	1 式
(14) 標準付属工具	1 式
(15) 取扱説明書	1 部
(16) 部品表	1 部
(17) 履歴簿	1 部

8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

第3章 検 査

納入検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

第4章 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。但し、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

第5章 その他の事項

1. 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

2. 灯火の取付け方法の指定

黄色灯火の取付け方法は、次のとおりとする。

(1) 黄色灯火の規格、取付け位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管

理用緊急自動車の取扱いについて（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

(2) 黄色回転灯は、運転室後部に堅固に取付け、黄色回転灯の重量、振動に耐えるよう取付け部分に必要な補強を行うものとする。

3. 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

4. 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持管理作業車の申請・届出等の関係機関への必要な申請及び登録については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

5. 下取り車両について

現車確認を下の日時に開催する。

1) 日時 令和6年7月2日(火) 午前9時30分

2) 場所 雪寒基地 びわ地区(長浜市弓削町348番地 別紙位置図参照)

(特記事項)

- (1) 下取り車両は、令和6年12月1日から令和7年3月末日までの間、雪寒車両として除雪作業に使用するため、引き渡しは、令和7年4月1日以降となり、車両の状況は大きく変化する可能性があることをご留意いただきたい。
- (2) 引渡し以降の手続きは供給者が行なうものとする。また、これらにかかる費用および運搬等引取りにかかる費用は下取り価格に含むものとする。
- (3) 引き渡し後は、速やかに抹消登録を行い、これを確認できる公式文書を提出するとともに、自賠責保険を解約し、指定する【長浜市会計管理者】の口座に納入すること。

下取り車両(令和6年5月23日現在)

所 属	長浜市役所道路河川課
車 名	小松メック(WA100) 1式
初度登録年月	平成4年10月
登録番号	滋賀 00 も 1186
車体番号等	W005-34650
車検有効期限	令和6年12月4日
走行距離等	8,125km 1,169h

所 属	長浜市役所道路河川課
車 名	キャタピラー ショベル・ローダ(910) 1式
初度登録年月	昭和61年11月
登録番号	滋 00 も 575
車体番号等	910-22799
車検有効期限	令和6年12月10日
走行距離等	9,715km 1,625h

※この件について、長浜市よりインボイス制度に係る適格請求書等の発行はありません。

6. 文字入れについて

車両本体に記入する文字

「令和6年度 社会資本整備総合交付金事業」 市章 自治体名とし、記入場所、文字の大きさ等については、発注者と協議の上、決定する。

7. 入札金額について

入札書に記載する金額は、付属装置及び付属品を含めた納入機価格に運送費、車検費等の付帯費用及び自動車損害賠償責任保険料（25ヶ月分）を加算した金額とする。（付帯費用、法定費用を含む税込総額）

8. 納品場所

長浜市役所湖北分庁舎バス車庫（長浜市湖北町速水 2966 番地）

9. 納入期限

令和7年11月28日（金）

10. 仕様確認について

使用確認書（様式2）に納入車両の性能・諸元が確認できるカタログ等を添付し提出すること。なお、契約締結後の納入車両の変更は認めない。

ア 提出期限 令和6年7月9日（火）午後1時まで（市の休日は除く）

イ 提出先 長浜市役所総務部契約管理課（本庁舎5階）

ウ 提出方法 持参に限る

※仕様が満たされていないと判断された場合は、入札に参加できないものとし、令和6年7月10日（水）午後1時までに連絡する。

11. 質問等について

（1）質問がある場合には、その旨を記載した書面（様式自由）により次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和6年7月4日（木）午後1時まで（市の休日は除く）

イ 提出場所 長浜市役所 総務部 契約管理課

ウ 提出方法 メールまたはFAXにより提出すること。メールまたはFAX送信後は、電話により受信確認を行うこと。

電子メールアドレス：keiyaku@city.nagahama.lg.jp

（2）質問に対する回答は、令和6年7月8日（月）午後1時以降に長浜市ホームページに掲載する。

長浜市ホームページ

<https://www.city.nagahama.lg.jp/category/4-10-12-0-0.html>

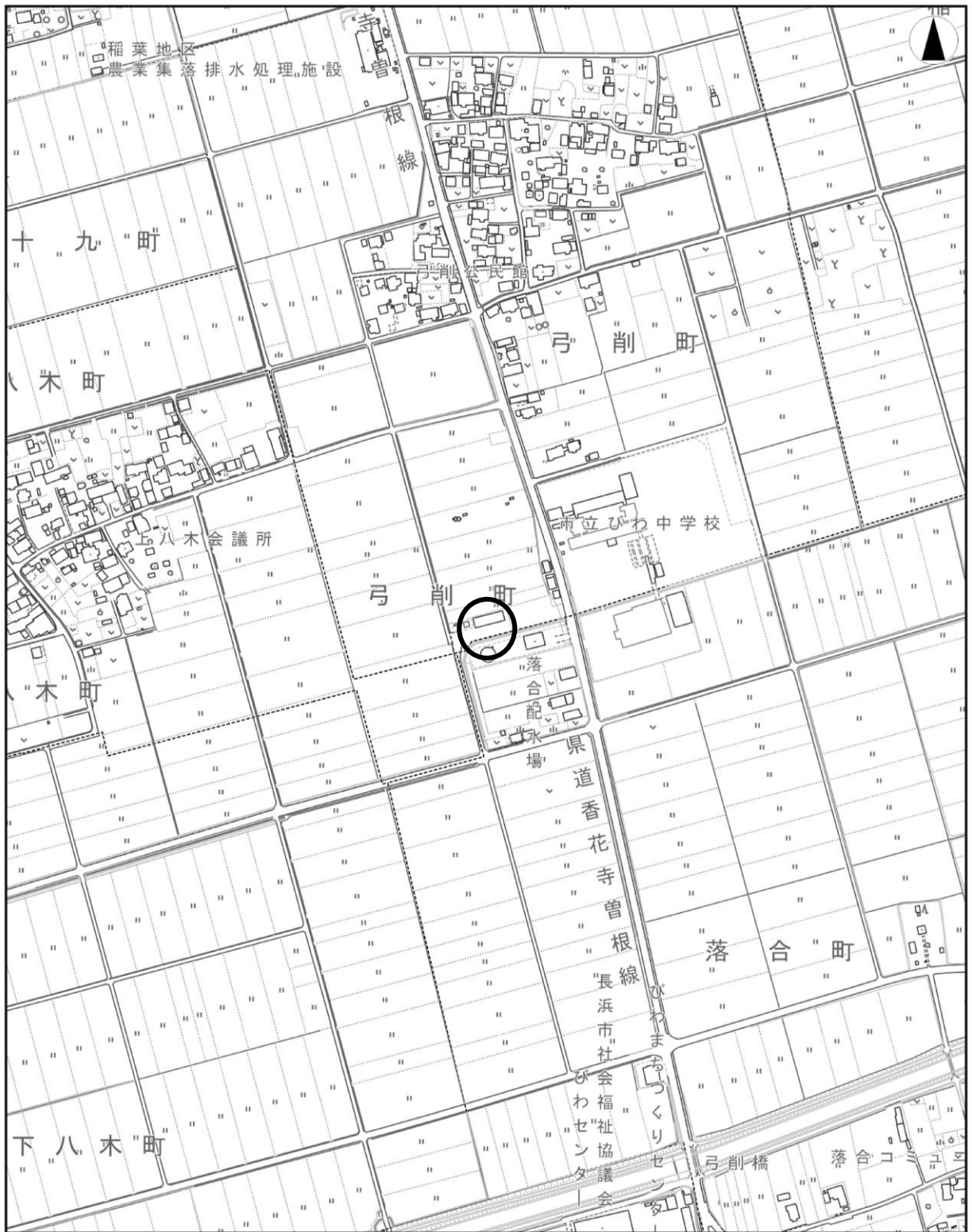
12. 問合せ先

長浜市役所 総務部 契約管理課

TEL 0749-65-6507

FAX 0749-65-6780

下取り機械確認場所 位置図



0 200m